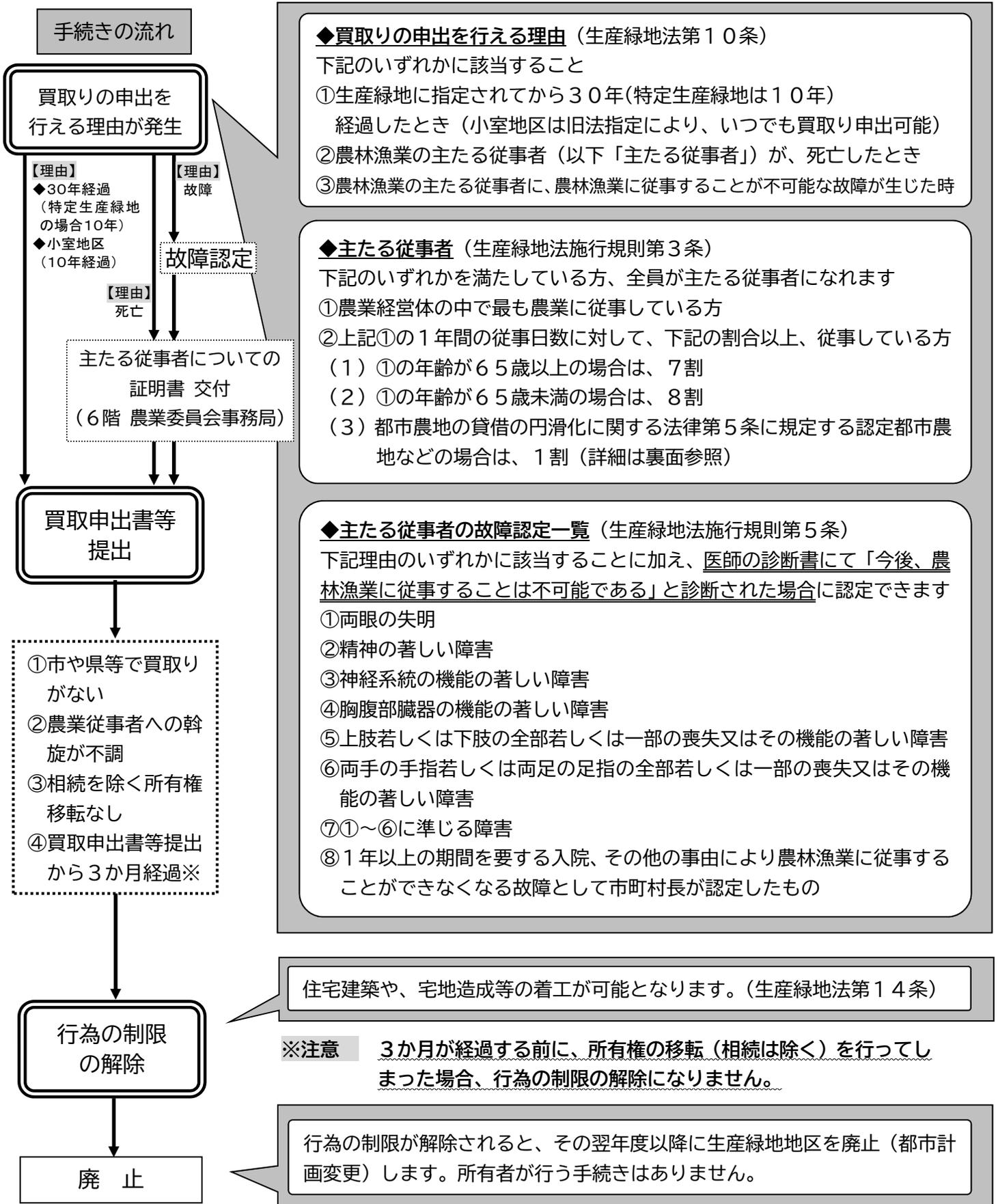


生産緑地の行為制限の解除について

船橋市都市計画課

- ①買取りの申出を行える理由が発生した場合、「行為の制限の解除」に向けた手続きを行うことができます。
- ②買取申出書提出後は、その取消しや変更は手続き上困難となりますので、よく考えて手続きをお願いします。



生産緑地法（抜粋）

（生産緑地の管理）

第7条 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

2 （略）

（生産緑地の買取りの申出）

第10条 生産緑地（略）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項（略）の規定による告示の日から起算して30年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（特定生産緑地の買取りの申出）

第10条の5 特定生産緑地についての第10条の規定の適用については、同条第1項中「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して30年を経過する日（以下「申出基準日」という。）」とあるのは「第10条の3第2項に規定する指定期限日」と、同条第2項中「同項の」とあるのは「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による」とする。

（生産緑地地区内における行為の制限の解除）

第14条 第10条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して3月以内に当該生産緑地の所有権の移転（略）が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第7条から第9条までの規定は、適用しない。

生産緑地法施行規則（抜粋）

（国土交通省令で定めるところにより算定した割合）

第3条 法第10条第2項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。

一 次号に掲げる生産緑地以外の生産緑地にあつては、次に掲げる割合

イ 法第10条の規定による申出があつた日に主たる従事者が65歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間に従事した日数の8割

ロ 法第10条第2項の規定による申出があつた日に主たる従事者が65歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間に従事した日数の7割

二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（略）第2条第2項に規定する特定農地貸付けの用に供される生産緑地地区の区域内の農地又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（略）第5条に規定する認定都市農地若しくは同法第10条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される都市農地（同法第2条第2項に規定する都市農地をいう。）にあつては、主たる従事者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間に従事した日数の1割

（農林漁業に従事することを不可能にさせる故障）

第5条 法第10条第2項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

一 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

イ 両眼の失明

ロ 精神の著しい障害

ハ 神経系統の機能の著しい障害

ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害

ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ト イからヘまでに掲げる障害に準ずる障害

二 1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの